

消 食 基 第 3 3 6 号
令 和 8 年 7 月 2 1 日

食品安全委員会
委員長 祖父江 友孝 殿

内閣総理大臣 高市 早苗
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号、同項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

次に掲げるものについて、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 12 条及び第 13 条第 1 項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのない添加物として新たに定めるとともに、規格基準を設定すること並びに組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、安全性審査を行うこと。

Escherichia coli BL21 GLase 株を用いて生産された
 α -1, 4-グルカンリアーゼ

